

シルバン介護センター運営規程

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業所)
(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所)

(事業の目的)

第1条 有限会社シルバンが設置するシルバン介護センター（以下、「事業所」という。）が実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、障害福祉サービスを利用する障害者並びに障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な基本相談支援及び指定計画相談支援並びに指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って事業を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 5 事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者（介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）、指定介護予防支援事業者（介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
- 6 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援等の評価を行い、常にその改善を図る。
- 7 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 8 指定計画相談支援等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努める。
- 9 事業の実施に当たっては、前8項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 シルバン介護センター
- (2) 所在地 千葉県市川市真間 2-9-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業員の管理、指定計画相談支援等の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 3名以上

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。

(3) 事務職員 常勤1名以上

事務職員は請求業務、連絡調整等の事務業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業曜日 営業日は月曜日から金曜日までとする。

(祝日、国民の休日及び8月13日～8月15日、12月30日～1月3日を除く)

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 連絡体制 緊急時等電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定計画相談支援等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 主たる対象者(障害の種類)の定めはありません。

(指定特定相談支援事業の内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活全般に関する相談

(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

(3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画等」という。)の作成及び評価

(4) 訪問による継続的なモニタリング

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜(1)から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者から受領する費用及びその額)

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画作成対象障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受ける。

2 計画作成対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払を計画作成対象障害者等から受けることができる。

- 3 第10条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業の交通費については、公共交通機関等を利用した場合はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1回当たり500円で算定した往復交通費を徴収する。
- 4 事業所は、前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の交通費については、あらかじめ、計画作成対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画作成対象障害者等の同意を得る。

(計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額に係る通知等)

第9条 事業所は、指定計画相談支援等を提供している計画作成対象障害者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額（又は児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に掲げる額）の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、当該事業所は、利用者負担額合計額を市川市に報告するとともに、当該計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、市川市の全域と松戸市一部地域とする。

(相談・苦情対応)

- 第11条 事業所は、提供した指定計画相談支援等に関する利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。
- 2 事業所は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容を記録する。
 - 3 事業所は、利用者又はその家族からの苦情等に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、千葉県知事、市川市又は市川市長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を千葉県知事、市川市又は市川市長に報告する。
 - 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(事故発生時の対応)

- 第12条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

- 第13条 事業所は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(衛生管理と職員の健康管理、感染症予防及びまん延防止の対策)

- 第14条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 4 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - 5 事業者は従業員に対し、感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待の防止に関する委員会の設置と責任者の選定
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(身体拘束の適正化)

- 第17条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(ハラスメント対策)

- 第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、利用者や従業員に対する職場において行われる暴力・暴言・性的な言動・優越的な関係（カスタマーハラスメント含む）を背景としたハラスメントの防止の為、体制整備を行うとともに必要な措置を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 月概ね1回 (協議会の事例検討等含む)

- 2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 3 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社シルバンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。